

人T3T-46

特274

483

蒲生忠知公傳

6 7 8
6m 0 1 2 3 4 5 6 7 8
9 7

始



蒲生忠知公肖像



松山圓福寺所藏

目 次

卷頭寫真

蒲生忠知公傳

蒲生家年譜

蒲生家畧

幕府隱密記錄

蒲生家臣錄

以 上

蒲生忠知公肖像

一頁

一七頁

三三頁

三七頁

四五頁



新274
48

蒲生忠知公傳

はしがき

- 一、今茲蒲生忠知公三百年祭執行に際し、記念として本書を編輯す。
- 二、蒲生氏の如き滅亡したる家は、其材料匱乏し、之が編輯に苦みたり、故に斷簡零墨口碑傳説ご雖、参考となるべきものは、悉く網羅することゝせり。
- 三、引用又は参考したる書目は、年譜の下に註したれば、茲に略す。
- 四、本書は忠知公の傳に止めず、祖先秀郷以下歴代中、世に著はれたる人士は其略傳を掲げ、公の傳に至りては巨細記するに力めたり。
- 五、本書中、忠知公を稱するに、單に公の一宇を以てせり。
- 六、本書中、忠知公を除くの外は、總て敬稱敬語を用ひず、こは文章を簡潔ならしめんがためなり。
- 七、本書中、先に姓名を記したるものは、後には名のみを載す、是又簡に從はんがためなり。

八、本編に忠知公傳ご、蒲生家年譜ご、蒲生家畧譜ごを掲げ、附錄に幕府隱密記録ご、蒲生家臣錄ごを載せたり。

九、本書は、史料の匱乏なるご、精査の時間なきため、杜撰たるの責を免かれず、識者批正を吝むなくば幸甚し。

十、聞く所に依れば、近江蒲生郡役所が、多大の努力をなして浩翰なる蒲生郡誌を編纂し、其中には蒲生家の史實を網羅收容しありご、之を見れば本書の如きも大に便宜を得て容易く編輯を了せしならんも、之を見るの機會なかりしを遺憾ごす。

昭和八年九月念八、伊豫史談會に於て

富水散史 西園寺源透識

蒲生忠知公傳

蒲生忠知公カマツチヒコを傳せんには、先づ順序として其祖先秀郷より筆を起さざるべからず。

秀郷、藤原姓、近江の田原に住せしを以て世に田原藤太タハラフタと稱す。村雄の子なり、資性驍勇にして籌略あり、延喜の末罪を犯し配流せられしが、後下野掾押領使シヨウヨウリョウシとなる。天慶四年平將門叛し、關東諸國を陥れ、凶焰甚だ熾んなり。秀郷陽に之に應じ、陰に平貞盛ヒラマサシキと謀り協力して、將門を攻めて之を斬る。秀郷功に依りて從四位下に叙し功田を賜ふ。後下野武藏兩國守兼鎮守府將軍に拜す。歿年不詳、明治十六年正三位を、大正七年正二位を追贈せらる。

秀郷九世の孫を權七惟賢コレナカニシキ（後俊賢ヒロタクニシキ）云ふ（後俊賢改む）源賴朝に仕へ、近江の蒲生郡を領じ、日野に住す、是より蒲生氏を稱す。

て封を伊勢龜山に轉す、小牧の戰起るに及び、又秀吉に從ふて美濃加賀井城を陥る、其功によりて伊勢松ヶ島城を賜ふ。天正十六年四月正四位下に叙し、左少將に任じ、羽柴の姓を許さる、此年松坂城を築きて移る、十八年小田原城を攻む、城陥るに及び、更に奥羽征討の先鋒となりて會津に入り、秀吉を迎ふ。秀吉氏郷の功を賞し、會津仙道越後の中合せて十二郡を賜ふ、翌年復奥羽七郡の地を加封せられ、凡て十九郡百二十万石（イ百万石）を食む、此年從三位に叙し參議に任ぜらる。文祿元年征韓の役起るや、氏郷兵を率ゐて肥前名古屋に陣せしが、二年の春病に罹り會津に歸る。三年正月病を扶けて上洛し、四年二月七日、瀉血を患ひて京師（大阪）に薨す、年四十。紫野大徳寺に葬り、昌林院殿と謚す。世俗氏郷の死を疑ひ秀吉の毒殺に因るものとするも、こは醫學天正記に徵すれば其謬説たること明けし、案するに氏郷の病は肺結核にして、多くの咯血をなして倒れたるものならん。

秀行は氏郷の子、母は織田氏冬子、本名秀朝次に秀隆次に秀行に改む、幼名鶴

千代次に藤三郎と稱す、年十三にして父の遺領百万石（イ百二十万石）を襲ふ、秀吉の媒介に依り徳川家康の女振子を娶る。秀行從五位下に叙し飛驒守と稱す。慶長元年從四位下に叙し、侍従に任ぜらる。三年正月（一二月）會津領を上杉景勝に賜はり、秀行の封を削りて十八万石となし、下野の宇都宮に移さる、這是重臣蒲生郷安横暴を極め内亂を起したるに因れり。六年八月二十五日、秀行復會津六十万石に封ぜらる。這是宇都宮を扼守し景勝を控制したるの功に依りてなり、十七年五月十四日秀行病みて卒す、年三十。妙覺山弘眞院靜雲寺に葬る、釋氏謚して弘眞院殿覺山靜雲大阿字門と曰ふ。

慶長十七年五月、龜千代九十歳にして會津六十万石を襲封す、龜千代丸は、秀行の長子にして母は振子徳川氏なり、元服して忠郷と名け、從四位下に叙し、下野守兼侍従に補せられ、且松平姓を許さる、元和元年十一月十日忠郷、伊勢津ノ城主藤堂高虎の女を娶り華燭の典を舉ぐ。寛永元年四月、徳川秀忠及徳川家光を江戸の第に請待して大に之を饗す、三年忠郷家光に供奉して上洛參内し、宰相に

補せらる、四年正月四日忠郷疱瘡を病みて卒す、年二十五。法號見樹院殿得譽玄光、會津高岩寺に葬る、忠郷子なくして封除かる。

忠知公は忠郷の弟にして、秀行の二男、母は徳川氏振子、慶長十年十一月を以て生る。幼名鶴松丸、元服して忠知と名づく、公初め奥州小川ノ莊を領す、此時蒲生五郎兵衛郷治其傳となる、郷治賢にして能く公を養育輔弼すと云ふ。後公出羽上ノ山城四万石に封ぜられ、從四位下に叙し、中務大輔に任じ、尋いで侍従に補せらる（元和九年か）兄忠郷卒するや、一端除封となりしも、寛永四年二月公忠郷の嗣となり、伊豫松山城に封じ二十四万石を賜ひ（内に近江の日野二万石を含む）且松平氏を許さる、同年六月公の一行三津ノ港に着船し直ちに松山城に入る、此際帶同したる家臣は、おこな分蒲生源三郎、おぼえの者志賀與三右衛門、總奉行福西吉左衛門、關ノ重兵衛、出頭池ノ内喜左衛門、高祿者蒲生源兵衛、蒲生藏人、外池信濃、外池次五左衛門、稻田志摩、北川土佐、岡ノ左衛門佐、本山清兵衛、梅原彌五左衛門、佐々伊豆、本山河内、蘆野丹波、内堀伊豫、奥ノ采女、

蒲生内記、岡ノ越中、見雲主馬、木下帶刀、外池藏人、外池善左衛門等なり。

寛永四年七月五日、公の夫人として奥州岩城平ノ城主（七万石）内藤左馬介政長の七女を娶ることを約す、蓋し徳川將軍の内命に依りてなり、同年八月幕府の隠密松山に來り、主従の行動、政治の得失、軍備の状況、米麥の豊凶等を子細に調査す、其記錄を見るに公の善政數條を擧げ、其傳蒲生郷治の處置を賞揚せり。五年七月、公は内藤政長の七女を娶り、伉儷の式を行ふ。時に夫人年僅かに十三なり、公佛を信じ江戸東禪寺の嶺南に師事參禪し、華岳の號を受く、又同寺の塔頭として興聖院を建設し、以て師の隠栖に供し毎に其院内にて參禪したりと云ふ（それに因みて同寺境内に公の法號を記したる巍然たる供養塔建立しあり）公松山在封中施行したる事業の概要左の如し。

一、加藤家時代連年城地建築のため、農商非常に疲弊し居るに依り課役を減免し、雜稅の幾分を免除したる事。

二、松山城の殘工事を整理したる事。

- 三、松山城二の丸邸を造営したる事。
- 四、松山城下の土寇を平定したる事。
- 五、久米郡播磨塚に溜池をうがちて養水ごし、附近の原野を開墾して許多の田地を作りたる事。

- 六、松山城西に禪宗見樹院（後の大林寺）を建設し、以て菩提所ご爲したる事。
- 七、和氣郡祝谷村に眞言宗弘眞院圓福寺を造営し祈願所ごなしたる事。
- 八、近江日野の民人を松山城北に移し、日野町を置たる事（此町寛文八年火災に罹り水口町ご改稱す）

- 九、近江の日野蕪を移植し、地方の名産ごなしたる事。（今緋の蕪ご書くは非なり）
- 十、松山城北郭の東隅に在りし三寶寺及勝山八幡神社を今市町に移し、其址を士邸ごなしたる事。

- 十一、松山龜屋町（紙屋町）に在りし雲祥寺を松屋町（萱町四丁目）に移し、其跡を市街ごなしたる事。

十二、松山柴崎に眞宗光源院明樂寺ミヤウラクジを建てたる事（時の住持了賢は柴田勝家の曾孫なり）

寛永十一年八月十八日、公江府參覲交代の途次病みて京都に卒す、享年三十、浮屠氏謚して興聖院殿華岳宗榮大居士ご曰ふ。遺骸を松山見樹院に葬る。公嗣なくして封除かれ、茲に秀郷以來七百年連綿ごして繼續したる名家も遂に斷絶す、噫。

公他界の時夫人某年十九にして寡婦となり、尋いで内藤家に大歸し再嫁せずして終身貞操を守りしこ云ふ。未亡人元禄十二年六月二十七日八十五歳にして逝く、法號松壽院殿青山日縁禪定靈尼、鎌倉翁ヶ谷藥王寺に葬る。

寛永十二年、伊勢桑名城主松平定行松山十五万石に轉封九月六日就封、幾千もなくして公の創設に係る見樹院を收めて、淨土宗大林寺に改め、以て香花院に充つ、之と同時に藤原村に禪刹を起し、瑞麟山興聖寺コウシヤウご號し、見樹院の本尊蒲生家の靈牌等を移す、又公の祈願所たりし弘眞院圓福寺を城西に移し、其址へ天台宗

常信寺を建て以て菩提所となせり。

安永七年五月、公遺臣の子孫、岡本政家、町野孝方、石塚惟智、三浦廣譽、外池兼延、三浦久豊、大野直温、西村和脇、野田惟一等脅謀り、公の墓標を興聖寺に建つ。

終りに臨みて一言するものは、公に關する傳説なり。傳説の其一は鷹山天狗傳説（松山物語）其二は久万山金殿傳説（松山俚人談）其三は二の丸俎石怪談（口碑）其四是三の丸廢部屋怪談（松山俚人談）其五は杜若怪説（必笑雜話）其六はお菊井戸傳説（豫松舊記）等あり。一ミニ二は大同小異にして深山にて忠次郎と云ふ者尺八を吹きければ、天狗其美妙の音を聞いて歎賞し、其報謝として小函を贈りけり。忠次郎は之を秘藏しけるが、公の命に依り之を開けば蒲生家斷絶と書きし紙片出づ、是に於て忠次郎は即死し、やがて公も他界されたりと云ふ筋書なり。又其三は公子なきに依り、好奇心を起し、封内の妊婦を二の丸に召し、俎上に載せて其腹を割き孕兒の状況を視たりと云ふ筋書にして其俎石なるもの今に存せる

に依り此傳説に信を措く者多し。お菊井戸傳説は皿屋敷劇を轉用したるものなれば云ふに足らず。四ミ五の怪談は辯するの價値なし。如レ此六種の傳説が傳はり、之に後人が尾に鱗を附して惡宣傳をなしたるに依り、世人が公を横暴殘忍の君主なりと見做すに至りしは洵に遺憾にたへざるなり。余は俎石は考古學者の所謂メンヒル（机石）にして古代神靈に供饌したる臺石（後世の八脚）と思ふなり。只形が扁平にして俎に類似するを以てかゝる附會説を生じたるものならん。其他の五説も何等根據あるにあらず、是も好事家の戯れに作りたる妄説にして、所謂荒唐無稽なるものなり。不幸なる公は此冤罪を負はされ、定めて地下に於て苦笑し居るならん。然るに近年、近江の水口町に於て寛永四年幕府隱密の筆せし眞摯なる記錄發見せられて以來、公は暴君にあらざるのみならず、却て善政を行ひたるの良主なりしこことを知るに至れり。實に幸甚と云はざるべからず。公の善政を布きたる事は、附錄の隱密記に委しければ茲に略す。

寛永中松山に在りし公の家臣（士分）は、郭内（堀の内）外池備中外七十四軒、郭外小田孫兵衛外三百六十二軒、計四百三十八軒あり（以上蒲生家雀に依る）此士分に足輕中間若黨等を合すれば無慮三千人以上に達すべし。

士分の中松平（久松）家に仕へたるものは、上坂勘解由、竹村平八、三浦正左衛門、三浦七郎兵衛、外池作左衛門、大野彌左衛門、村井四郎右衛門、吉村兵左衛門、馬場次郎左衛門、奥村忠太夫、竹村權之助、竹村覺右衛門、眞野與一郎、岡才兵衛、野田吉右衛門、竹村久元、岡本善兵衛、町野四郎右衛門、町野源五兵衛、坂上勘右衛門、岡本孫作、池ノ内嘉兵衛、石塚安右衛門、竹村龜之助、土田勘右衛門、池田庄兵衛（以上野田長亮の調査に依る、印は寛永當時の人名）尙舊臣の小倉利兵衛、千種某は松山の商人となり、松井長左衛門は大洲に行き紺屋となりしこ云ふ。

以上の外士分以下の者は、松山に留りたるもの多かるべきも今詳かならず。士分以上にして他藩へ仕へたる者も若干あるべしと雖、總て不明に屬す、而し

て舊臣の多くは所謂失職者となり、四方に離散飄泊したりと云ふ、此失職者中には安城寺、小栗、志津川等の村落に蟄居し、僅かに手工等を營みて糊口を凌ぎたるものあり、是等の多くは大林寺の檀家に屬せり、大林寺は松山侯の菩提所にして他の檀家を有するを得ざる例規なるも、もと同寺は蒲生家菩提所見樹院の後身なれば、之に因み右の失職者を特に檀家に加へたるものなりと云ふ、今に同寺檀家として繼續するものは、小西友吉、小西伊太郎、宮本節一、河井清次郎、辰巳久松、同喜十郎、河合徳次、同吉助、河井信吉、同米吉、氏川好治、同折太郎、福本常吉、小西友明、西崎源太郎、二宮正一、村上新太郎、村上忠信、岡田龜一（以上安城寺）倉田藤三郎、同儀三郎、同禎次郎（以上志津川）山本熊太郎、同新太郎、同喜作、同九市、三好牧太郎、西崎相吉（以上小栗）等なり（此外古來尙ありしも後世に至り改宗して他寺に屬したるものあり）是等の家には多少の文書及刀劍等を有せしも零落の際逸失したりと云ふ、又氏の如きも古き支配帳家臣錄と合致するもの多し、是等の多くは明治五年戸籍調

査の際、其家に代々云傳へたる氏を登録したるもの、如し、其一例を擧げんに安城寺の小西家安政二年の位牌に小西民右衛門と記し、文久二年の納經帳に小鹿太良と錄しあり、之を檢するに當時の書体にして後に追書したるものにあらず、依之觀は古來云傳への氏ありしを旁證すべきものとおぼゆるなり。今回公の三百年忌に當り、大林寺と興聖寺に建つる碑は、以上諸氏等の出資に依れりと云ふ、實に報本反始の美舉と謂ふべし。

松山木屋町淨土宗法界寺は、右失職者に最も深き關係を有するこの口碑あるも、今其理由を詳かにせず。

前稿を脱したる後、明樂寺の過去帳を見るに、寛永十一年以前に屬する分に、竹村、村井、池田、中川、岡田、堀井、土田、松田、満田、鷺野、池ノ内、町野、町田、河添、中野、栗津、山川、北川等の諸氏あり、是等は皆公在世中の年代なれば、公の臣下たりし事疑ふべくもあらず。寛永十二年乃至十五年に田島、中島、近藤、岩瀬、下村、柳原等の諸氏あり、是等の多くは公の家臣なりと推想せらるゝなり。

蒲生家年譜

凡例

- 一 蒲生家の來歴を知るに便せんがため、この年譜を作る。
- 一 蒲生家に直接關係なきものと雖、比較参考すべき事項は之を挿入したり、例せば秀吉家康薨去の類なり。
- 一 興聖寺は蒲生家の香花院、大林寺は蒲生忠知墓田所在地と前の菩提所、圓福寺は蒲生家の祈願所なれば現在迄の來歴大要を掲載したり。
- 一 本書總て敬稱敬語を用ひざることゝせり。
- 一 本書各事項下に括弧を設けて其出典を記す、こは編者の責任を明かにせんがためなり。
- 一 出典中、家譜は蒲生家譜、略記は蒲生家略記、隱密記は幕府隱密の記錄、古跡志は伊豫古跡志、過去帳は興聖寺過去帳、叢談及松談は松山叢談の畧なり。
- 一 本書は勿々中執筆したる初稿なれば、誤謬多からん、識者は正を客む勿れ。

昭和八年九月二十日

編

者

識

蒲生家年譜

- 天慶四年、平將門下總の猿島に據りて叛し、關東諸國を陥れ、凶焰甚熾んなり、下野の押領使藤原秀郷(田原藤太)陽に之に應じ、陰に平貞盛と謀り協規同力して、將門を攻めて之を斬る、秀郷功に依りて從四位下に叙し功田を賜ふ、後下野武藏の兩國守、兼鎮守府將軍に任せらる(大日本史等)
- 源平時代、蒲生權七惟賢(氏郷より十六世前之祖)源賴朝に仕へ、始て近江の蒲生郡を領じ日野城を築く、爾來歷世日野に住す、蓋し蒲生氏を稱するもの茲に濫觴す(蒲生家譜)
- 南北朝時代、蒲生左衛門大夫秀朝法名秀戒(氏郷より十世前)足利尊氏に仕ふ。(蒲生家譜)
- 某年(永正前後)氏郷四代前祖刑部大夫貞秀卒す、貞秀入道して智閑と號し、和歌に長せり(蒲生家譜)往年圓福寺の重寶たりし人丸の畫像は此人の愛藏せしものなりと云ふ(圓福寺記)
- 天文三年氏郷の父蒲生賢秀生る(カタヒテ推定)
- 弘治二年、蒲生氏郷生る(推算)
- 永祿十一年、近江の六角承禎父子、織田信長のために逐はる、賢秀資性硬直、承禎のために城を死守す、信長其節義を嘉みし、使を遣はし禮を以て招く、賢秀乃ち降る(野史)
- 永祿十二年八月、蒲生氏郷年十四にして信長に從ひ、伊勢大内城を攻めて功あり(國史大辭典)

- 永祿十二年冬、氏郷信長の女冬姫を娶る（國史大辭典）
- 元龜元年五月十五日、賢秀信長より封五千五百石と市原四郷を受く（蒲生軍記）
- 天正七年、氏郷の祖父蒲生下野寺定秀卒す、年七十三、法號を實秀院宗智と云ふ（家譜）
- 天正十年六月、信長明智光秀のために弑せらるるや、賢秀安土城を守り、氏郷日野城に在り、氏郷父の命に依り信長の夫人生駒氏を迎へて日野に入る、光秀の大軍安土に殺到すると聞くや、城兵鬪志なし、賢秀城中を整理し物品を記録して去る、光秀安土城に入り將に日野城を襲はんとす、時に織田信雄伊勢より來り鈴鹿に陣す、賢秀父子之を通じ光秀を討たんことを謀る、會々光秀誅に伏す、羽柴秀吉賢秀父子の勇を賞し、光秀の舊領五千石を與ふ（野史）
- 天正十一年、氏郷の子秀行生る（推定）
- 同年、羽柴秀吉、柴田勝家と隙を生ずるや、賢秀父子親戚を棄て、秀吉に屬す、秀吉之を義として嘉みし賢秀の女を納れて側室とす（野史）
- 天正十二年三月十四日、賢秀卒す、年五十一、惠倫寺殿と諡す（野史、家譜）
- 天正十二年、氏郷伊勢松島城に轉封十二万石を食む（野史）
- 天正十五年春、氏郷、豊臣秀吉に従ひ九州に軍し大功を樹つ（同）
- 天正十六年四月、氏郷正四位下に叙し、左近衛權少將に任じ、羽柴氏を賜ふ。此年松坂城を築きて移る（同）
- 某年、氏郷の妹一人は田丸中務大夫直昌に、一人は關右兵衛尉一政に嫁す（會津鑑）
- 天正十八年三月、氏郷小田原征伐の軍に従ひ、先づ伊豆の基山城を屠り、尋いで小田原城を攻む、城陥るに及び、奥羽征討の先鋒となり七月十四日會津に入り、秀吉を迎ふ。秀吉伊達正宗の領せし地を沒收し、八月十七日會津六郡仙道五郡越後河田等四十二万石を與へ、奥羽鎮護に任す（歴史辭典等）氏郷九月五日、會津黒川の城に入る（家譜）
- 同年十月、木村秀昌奥州大崎郡に於て亂を起し勢猖獗なり、殊に伊達正宗密かに之に應援す、十一月氏郷悪戦苦闘して之を平ぐ（會津鑑）
- 天正十九年三月、奥州の九戸政實反し、其勢强大にして當るべからずとの報あり、氏郷軍を出し、其臣蒲生郷成同郷國を先鋒とし、八月一戸に至り諸城を屠り、諸将と協力して遂に九戸城を陥れ、九月平定す、尋いで秀吉氏郷の功を賞し、伊達、信夫、長井、柴田等の地を賜ひ前封を合せて百万石を領す（會津鑑、野史）
- 同年十二月、氏郷從三位に叙し參議に任せらる（野史）
- 某年、肥後守蒲生重郷、兄氏郷のために殺さる、重郷勇猛にして威儀あり、脅力人に超ゆ、因りて疑はれ難に遇ふ（野史）
- 文祿元年六月一日、氏郷會津黒川城を改築して若松城と稱す、故郷の若松森に因みて名けたるなり（會津鑑）
- 文祿二年六月十五日、氏郷若松城内に天守を起して落成す（同）

- 文祿三年五月十一日、氏郷の母御屋敷卒す、法號盛春鮮花大姉、十八日成願寺に葬る（野史）
- 文祿四年二月七日、氏郷瀉血を患ひて京都（イ大阪）に卒す、年四十、紫野大徳寺塔頭に葬る、釋氏謐して昌林院殿前參議從三位高岩宗忠大禪定門と曰ふ（興聖院殿舊記、會津鑑）
- 同年二月九日、太閤朱印狀を以て羽柴鶴千代丸（秀行）に父氏郷の遺領百万石を賜ふ（古文書）
- 某年、秀行の妹（氏郷の女）能登國主前田孫四郎に嫁す、後孫四郎、石田三成に黨し家滅ぶ（蒲生軍記）
- 慶長元年、秀行從四位下に叙し侍従に任せらる（同）
- 同年、秀行、徳川家康の女振子を娶る（同）
- 慶長三年二月九日、會津領を上杉景勝に賜はり、秀行を下野宇都宮に移され、十八万石に削封せらる、這是家臣蒲生四郎兵衛郷安横暴にして内亂を起したるに依れり、郷安は肥後加藤家に預けらる（蒲生家略記）
- 同年八月十八日、太閤秀吉薨す年六十三。
- 慶長六年八月二十五日、宇都宮城主秀行（十八万石）會津六十万石に轉封せらる、こは宇都宮を扼し景勝を控制したるの功に依るなり（會津鑑、舊總記）但六十万石は公稱にして、其實は五十七万九千九百三十一石七斗一升（會津四郡仙道七郡の高なり）
- 某年、徳川將軍より秀行に松平氏を賜ふ（會津鑑）
- 慶長八年、秀行の子忠郷生る（推定）

- 同年、徳川家康征夷大將軍を拜し、幕府を江戸に建つ。
- 慶長十年十一月、秀行次男忠知生る（推算）
- △會津鑑慶長十一年生に作る、蓋し誤りならん
- 慶長十七年五月十四日、飛驒守侍從松平秀行（始秀隆）卒す、年三十、妙覺山弘眞院靜雲寺に葬る、法號を弘眞院殿前拾遺補闕覺山靜雲大阿字門と曰ふ（會津鑑）
- 同年五月、龜千代丸（忠郷）十歳にして父秀行の遺領六十万石を領じ、尋いで從四位下に叙し、下野守兼侍従に任せられ、且松平姓を許さる（會津鑑）
- 慶長十八年、忠郷の弟忠知從五位下に叙し、中務少輔に任せらる（野史）
- △出羽上の山四万石に封せられたるは此時なるか。
- 同年、忠郷の姉某（秀行の女）十二歳にして徳川秀忠の養女となり、加藤肥後守忠廣に嫁す（會津鑑）
- 慶長十九年九月五日、忠郷奥州小川莊を弟忠知に與へ、蒲生五郎兵衛郷治を以て其傳となす（同）
- 元和元年十一月十日、忠郷、藤堂高虎の女を娶る（同）
- 元和二年四月十七日、徳川家康薨す、年七十五。
- 元和三年八月晦日、故秀行夫人振子徳川氏卒す。法號昌清院殿泰譽興安大禪定尼（圓福寺位牌）
- 元和五年五月、會津に真宗明樂寺を建つ、開山了祐、了祐は紫田勝家の孫なり、此寺寛永中松山に移さる

(明樂寺記)

- 元和九年、忠知從四位下に叙し、中務大輔に任じ、尋いで侍従に補せらる（野史）
- 寛永元年四月五日、徳川家光を、六日徳川秀忠を忠鄉江戸の第に請待して壇をなす（會津鑑、野史）
- 寛永三年、忠鄉、家光の上京に供奉して參内し、宰相に任せらる（同）
- 寛永四年正月四日、忠鄉疱瘡を患ひて卒す、年二十五、法號を見樹院殿得譽玄光と曰ふ（會津鑑、野史）
- 同月二十三日、忠鄉の遺骸を高岩寺に埋葬、忠鄉嗣なくして封除かる（會津鑑、除色錄）
- 寛永四年二月、出羽上の山城主（封四万石）松平中務大輔忠知を亡兄忠鄉の嗣とし、伊豫松山城に轉封し、二十四万石を賜ふ（内に近江日野二万石を含む）忠知幼名鶴松丸、父は飛驒守侍従秀行、母は徳川氏振子、本姓蒲生、松平氏を許さる（蒲生家略記、家譜、松山史要等）
- 寛永四年六月、忠知一行三津着船直に松山城に入る、此際帶同したる家臣は、蒲生源三郎、志賀與三右衛門、福西吉左衛門、關十兵衛、池ノ内喜左衛門、（以上重役）蒲生源兵衛、蒲生藏人、外池信濃、外池次五左衛門、稻田志摩、北川土佐、岡左衛門佐、本山清兵衛、梅ヶ原彌左衛門、佐々伊豆（淨はい様、本山河内、蘆野丹波、内堀伊與、奥ノ采女、蒲生内記、岡ノ越中、三雲主馬、木本帶刀、との池藏人、外池善左衛門等四百餘人（五十石以上）（隱密記、蒲生家支配帳）
- 寛永四年七月五日、忠知の夫人として、奥州岩城平城主（七万石）内藤左馬介政長の七女某を娶ることを約す、蓋し徳川將軍の台命に依りてなり（内藤家記録）
- 同年八月十一日より十五日迄五日間、幕府の隠密（おんみつ）松山に來り、蒲生家上下の行動、政治の得失、軍備の模様、年の豊凶、其他の情状を子細に調査す、其中に六月蒲生家入封の時、農民等三津港に行き荷物を運搬せんと乞ひたるに對し、重臣蒲生五郎兵衛（忠知の傳たりしか）は誰の命を受けて來りしやどなじり、加藤氏時代かじけ（疲弊）たる百姓なれば如此事に一人も使用せずと告達し、其後詰夫、江戸夫等も課せず、馬糧の草などは購入し、町人の諸役を免じ、鷹野遊獵等もなされずと記せり。
- 寛永五年七月、忠知、内藤政長の七女某を娶る、某時に年十三（内藤家記録）
- 寛永六年、忠知其臣結解六兵衛を伊豫郡代官に命す（城戸本稿草記）
- 同年正月、松山城下土寇起り縣邑を侵略す、忠知兵を出し擊て之を平ぐ（野史）
- 同年十一月、忠知其臣伊勢兵庫三雲主馬に命じ、久米郡播磨塚の法水院神護寺を廢し、其址へ池を作りて養水となし、附近の原野を開墾して許多の田地を得たり、世に之を蒲生池と云ふ、今葉佐池と稱するものはなり（森貞卿太郎氏調査、新編温泉郡誌、口碑）
- 某年、忠知、江戸東禪寺の嶺南に師事參禪し、華岳の道號を受く、又同寺内へ塔頭として興聖院を建立し、以て其師の隠栖に供し、其院にて參禪したりと云ふ、又境内に忠知の石塔（供養塔か）儼然として存在す（東禪寺報告）

- 某年、忠知、松山城西に香花院を建て、見樹院と號す（忠源禪）見樹院は兄忠郷の法號を用ひたるものにして、専ら其菩提を弔はんがためなり、此寺後淨土宗大林寺となれり（伊豫古跡志）
- 某年、忠知、和氣郡祝谷村多幸（後天台宗常信寺となる）に一刹を營造して弘眞院圓福寺と號し、以て祈願所となす、弘眞院は父秀行の法號なれば、其冥福を修せんがため此號を取りしものならん（圓福寺記）
- 某年、忠知、近江日野の民人を松山城北に移し、日野町を置く、此際江州の日野蕪を移植し後地方の名産たるに至れり（松山史要）
- 某年、忠知松山城二の丸邸を造營す（同）
- 寛永八年、忠知其臣角野德兵衛を伊豫郡の代官となす（城戸本豫章記）
- 同年十月十三日、忠知の重臣上坂勘解由、允許を得て温泉郡西山の山腹に日蓮上人の歯を埋め、其上に五輪塔を置之を寶塔と稱し、且精舎を建つ、先に是宇和郡の僧日善宗祖日蓮の歯を携へ來りて上坂に示し、相謀りて此舉に及びしものなり（古跡志）
- 某年、忠知松山柴崎に真宗光明院明樂寺を建つ、時の住持祐賢なり、祐賢は了祐の子にして、柴田勝家の曾孫なり（明樂寺記）
- 寛永十年六月、幕府の巡檢使溝口伊兵衛、川勝丹波、牧野穢部來り、松山領内を視察す（城戸本豫章記）
- 寛永十一年、忠知、松山城北郭の東隅に在りし三寶寺及勝山八幡神社を今市町に移す、此勝山八幡はもと名家も遂に斷絶す嗚呼（家譜、野史、松山史略等）尋いで未亡人（年十九）は内藤家に歸り、終身貞操を守り、再嫁せざりしこと云ふ（内藤家報告）
- 山上に在りしものにして式内阿沼美神社なりし（古跡志）
- 全年、忠知、龜屋町（紙屋町）に在りし雲祥寺を松屋町（萱町四丁目）に移す（同）
- 全年八月十八日、忠知參觀交代の途次京都に於て卒す、享年三十、浮屠氏諡して興聖院殿華岳宗榮大居士と曰ふ、遺骸を松山見樹院に葬る、忠知嗣なくして封除かる、茲に秀郷以來七百年連綿として繼續したる名家も遂に斷絶す嗚呼（家譜、野史、松山史略等）尋いで未亡人（年十九）は内藤家に歸り、終身貞操を守り、再嫁せざりしこと云ふ（口碑）
- 寛永中、松山に在りし家臣士分は、郭内（三の丸）外池備中外七十四軒、郭外小田孫兵衛外三百六十二軒、計四百三十八軒あり（蒲生家蓄）之に足輕中間若黨等を合すれば無慮三千人以上に達すべし、是等の中幾部は後の領主松平家（久松）其他に仕へ、或は資産を有する者は農商となりしものもあり、されど多くは所謂失業者となり、四方に離散漂泊し中には路頭に彷徨するものもありしこと云ふ（口碑）
- 忠知病歿後、松山は上地となり幕府領となる、是に於て幕府は、大洲城主加藤出羽守泰興と丸龜城主山崎甲斐守家次と在番を命じ、同時に幕臣川勝丹後守廣綱に監査を命ず（松山史要）
- 寛永十二年七月二十八日、伊勢桑名城主松平定行、松山十五万石に轉封、九月六日松山城に入る（同）
- 某年、領主松平定行、禪宗見樹院を改めて淨土宗大林寺と稱し、大譽上人を以て住持とし、以て己が香花院となす、同時に藤原村に禪刹を起し、瑞麟山興聖寺と號し、見樹院の本尊、及蒲生家の靈牌等を移す、

- 時の住持天英胄和尚、之を興聖寺の開山と爲す。爾後領主松平家（久松）より毎年佛餉米五苞、燈明料白銀五枚を施入するの例となる。（過去帳、口碑）
- 寛永中、松平定行、祝谷に在りし弘眞院圓福寺を松山に移し、其跡へ天台宗常信寺を立て、以て己が菩提所となす（圓福寺記、其他）
- 某年、青面金剛王（庚申）の像を興聖寺に安置す、此像は氏郷以來信仰せし靈佛なりと云ふ（口碑）
- 正保三年九月、大林、法花、法龍、石手の四ヶ寺内に在りし御茶屋、不用に付其寺に賜ふ（松山叢談）
- 慶安四年三月十三日、興聖寺開山天英胄和尚遷化す（過去帳）
- 寛文八年、松山日野町火く、此年蓮福寺、見性院、久昌院を杉谷より中ノ川御花畠へ移す（城戸本豫章記）
- △日野町設置は前述したる所なり、火災後水口町と改稱。
- 元祿十六年八月四日、松山藩士宮原久太夫賴安、興聖寺内に赤穂義士木村岡右衛門、大高源五の供養塔を建て、以て其菩提を弔ふ、賴安は同年二月四日、江戸の三田邸に於て右二士を介錯したる人なり（過去帳、石碑）
- 元祿中、圓福寺衰微し、寶物什器散逸す（三野高英寄進狀）
- 元祿十三年六月二十七日、故忠知未亡人卒す、年八十五、相模鎌倉翁ヶ谷藥王寺に葬る、法號松壽院殿青山日縁禪定靈尼（内藤家記録）
- 寶永元年十月十八日、信州善光寺方丈大林寺へ来る、十九日より廿五日迄の參詣者十二万六千二百六十二人、寄銀二十九貫八百匁あり（叢談）蓋し善光寺如來（前佛）を持參開帳せしものならん（寛政八年六月七日の項參看）
- 正徳元年八月十八日、松山藩士三野高英より舍利塔、人丸の畫像、一遍上人筆六字名號を圓福寺へ施入す但該品は蒲生家時代同寺の舊藏なりしに因る（寄進狀）
- 正徳五年八月二十三日、興聖寺中興白隱知三禪師京都に遷化す、年七十七、白隱俗姓出淵、石手村の產、辛苦經營して當寺を再建したる人なり（白隱行狀）
- 享保五年十二月三日、大龍院殿定直の遺骨を大林寺へ葬る（叢談）
- 享保七年、柴崎の明樂寺火災に罹る（同寺記）
- 寛保四年正月元日より延享四年四月十七日迄、四年間に於て、圓福寺住持瑞雲法印、大般若經六百卷を書きして同寺に納む、此前後に於て謄寫したる法華經仁王經等數十部あり（圓福寺記）
- 寶曆十三年三月二十八日、圓福寺本堂修補成る、大施主藥屋五兵衛（棟札）
- 安永四年十一月六日、學信上人敬阿大林寺に入り、第十四世を襲ふ（大林寺記）
- 安永七年五月、蒲生家遺臣の子孫、岡本政家、町野孝方、石塚惟智、三浦廣譽、外池兼延、三浦久豊、大野直溫、西村和脇、野田惟一の九人、皆謀り忠知の墓標を興聖寺に建つ（建碑略記）
- 天明元年八月九日、學信上人大林寺を去る、官の要人との意見衝突したるためなり、此僧佛典に精通し兼て

- 書畫を能くしたる偉僧なり、後嚴島光明院に於て遷化す（大林寺記）
- 寛政八年正月十二日、興聖中興妙峰和尚寂す（過去帳）
- 同年七月七日より十六日迄大林寺に於て信州善光寺如來の開帳あり、參詣人十六万六百四十三人、賽錢四百六十兩に達す（叢談）
- 文化十三年十一月二十四日暮時、大林寺炎上、本堂書院、庫裡、位牌所燒燬す（松談）
- 文政二年六月二十二日、松山菩提所大林寺造營成り入佛供養を行ふ（同）
- 文政十年六月十六日領主定通大林寺へ參詣、此時より脇差を函入にして進物番携帶する事を止む（同）
- 天保二年三月、大林寺に於て天樂院殿（定英）の百回忌法要執行、此時義農作兵衛も百年忌に付同寺に於て供養を行ふ（同）
- 天保六年十月三日、菊屋新助死去圓福寺に葬る、新助は高機を改良し、織物（伊豫結城）を獎勵して、松山の產業を振興せし人なり（石碑、其他）
- 天保十二年二月九日、大林寺内爽肅院殿（定通）廟成りて納棺す（松談）
- 安政五年正月十二日、大林寺炎上、位牌靈屋異狀なし（同）
- 安政五年、興聖寺十世法雲首座、境内の竹林を開き宅地となし借家を建つ、其收得を以て寺門の維持を謀りしなり（寺記）
- 明治元年七月六日、松山城主松平勝成、内旨を奉じ、松平氏を廢して久松氏に復す（松談）
- 同年八月三日、興聖十世法雲宗澤首座示寂（過去帳）
- △法雲は寺門に對する功勞者なり。
- 明治五年九月四日、石鍛縣屬植村德昭、大林寺に於て暗殺せらる（大林寺記）
- 明治八年地租改正の際、興聖寺敷地を藤原村總代重松熊藏と友近彦六との持主として記帳す、是れ他日紛議を生ずるの原因となれり（判決文）
- 明治十年、愛媛縣廳を、宮古町大林寺に移す（松山史要）
- 明治十六年八月六日、藤原秀郷に正三位を贈らる（贈位傳）
- 明治十六年八月十八日、蒲生の遺臣の子孫等、興聖寺に於て、忠知二百五十年忌法要を修す、其時浦屋雲林の献詠したる七律左の如し
- 提封廿万鎮吾州。回首桑滄不耐愁。祖父功勳蜀關羽。子孫薄命晋鄧攸。遺臣飄泊四方散。断碣荒涼一片留。老衲如今承祭祀。弔來二百五十秋。
- 明治二十二年六月、興聖寺敷地を檀家總代白井之保妻サキの名義となす、但表面賣買の体に假裝せるものなり（判決文）
- 大正七年十一月十八日、藤原秀郷に正二位を贈らる（贈位傳）

- 大正十四年三月二十六日、興聖寺は白井サキを被告として敷地取戻の訴訟を松山地方裁判所に提出す、然るにサキは同年七月三十一日死亡し、其子キク相續し其遺産を繼承す（同）
- 大正十四年十二月十二日、興聖寺敷地をキクより小勝淺藏に賣渡の登記を了す、蓋し虛偽の賣買なり（同）
- 大正十五年晚春、大阪の津田宗保、圓福寺所藏の忠知肖像画を装潢す（現存）
- 昭和二年四月七日、松山地方裁判所に於て、興聖寺敷地は興聖寺所有なりとの判決あり、爾後原被兩造控訴上告交互勝敗あり。

○昭和五年九月十六日、松山地方裁判所に於て、興聖寺敷地即ち末廣町一丁目二十五番地外二筆四百三十五坪二合八勺の宅地は、興聖寺の所有と判定し、曩に被告小勝淺吉がなしたる所有權取得の登記は抹消すべきとの判決を得たり（判決文）

○同年十二月二十日、興聖寺敷地松山地方裁判所の判決に就て小勝淺藏よりの不服控訴に對し、廣島控訴院は本件控訴は之を棄却するの判決あり、是に於て久しく係争の宅地は興聖寺の所有たるに確定せり（同）

○昭和七年九月十五日、圓福寺庫裡奥書院再建落成す、此經費六千圓を要せり（圓福寺報）

○昭和八年九月二十三日北條町仙波隆太郎より蒲生忠知公建碑略記一巻を興聖寺に寄進す。

蒲生家略並

蒲生家略譜

- 一、秀郷。始メ近江ノ田原ニ住ス、故ニ田原藤太ト稱ス。天慶中軍功ニ依リテ武藏守兼鎮守府將軍ニ任ゼラル。
- 二、千常。鎮守府將軍、小山、結城等ノ祖也。
- 三、千春。" イ千晴
- 四、賴遠。五郎太夫
- 五、賴俊
- 六、行俊。内藤廉仗、内舍人
- 七、季俊。右馬允
- 八、俊季。從五位下
- 九、惟賢。始テ近江ノ蒲生ヲ領ズ、源賴朝時代
- 一〇、俊久。藤三郎
- 一一、俊春。藤三郎太郎
- 一二、重俊。左衛門尉、法名道願

- 一三、氏俊 " 法名淨心
- 一四、俊綱 " 法名心覺
- 一五、秀朝 大夫左衛門、秀戒、足利尊氏時代
- 一六、高秀 左衛門、法名道全
- 一七、秀胤 " 法名淨椿
- 一八、秀兼 " 法名寶松
- 一九、秀綱 下野守、法名正綱
- 二〇、貞秀 刑部大夫、法名信興院知閑、實ハ和田秀憲ノ子ナリ、和歌ヲ善クス。
- 二一、高鄉 小次郎、左衛門大夫、法名攝取院
- 二二、定秀 藤十郎、左衛門大夫、法名定秀院宗智、天正七年卒ス、年七十三
- 二三、賢秀 藤太郎、左兵衛大夫、近江日野城主、天正十二年三月十四日卒ス、年五十一、法號惠林寺殿、墓ハ會津若松城東金剛山惠林寺ニ在リ。
- 二四、氏郷 敦秀、賦秀、鶴千代、忠三郎、飛驒守、從三位、參議、戰功ニ依リテ奥羽ノ地百万石ヲ領シ、會津若松城ニ居ル、文祿四年二月七日病ミテ京都ニ薨ズ、年四十、法號昌林院殿高嵩宗忠大禪定門、夫人ハ織田信長女冬姫。
- 二五、秀行 秀朝、秀隆、鶴千代、藤三郎、飛驒守、從四位下、侍從、初メ父ノ封百万石ヲ領ズ。慶長三年内亂ノタメ十八万石ニ減ジ下野宇都宮ニ移サル。六年會津六十万石ヲ領ズ。十七年五月十四日病ミテ卒ス、年三十、若松城南、妙覺山弘眞院靜雲寺ニ葬ル、法號弘眞院殿覺山靜雲大阿字門、母ハ織田信長女、夫人ハ徳川家康ノ女振子。
- 二六、忠郷 龜千代（一二竹松）下野守、從四位上、宰相、父秀行ノ遺領六十万石ヲ受ク、寛永四年正月四日疱瘡ヲ病ミテ會津ニ卒ス、年二十五、盛道山高岩寺ニ葬ル。法號見樹院殿得譽玄光大居士、母ハ徳川家康ノ女、夫人ハ藤堂高虎ノ女、忠郷子ナシ、弟忠知嗣グ
- 二七、忠知 幼名鶴松丸、中務大輔、從四位下、侍從、寛永三年出羽上ノ山城四万石ヲ領ズ、四年兄忠郷ノ後ヲ嗣ギ松山二十四万石ヲ領ズ（日野二万石ヲ含ム）十一年八月十八日京都ニ於テ卒ス、年三十、松山見樹院ニ葬ル、法號興聖院殿華岳宗榮大居士、母ハ徳川家康ノ女振子、夫人ハ内藤政長ノ七女、嗣ナクシテ封除カル、此ニ於テ名家蒲生氏断絶す。
- 右會津鑑卷之五、蒲生家譜ヲ底本トシ、諸書ヲ參酌シテ此略譜ヲ作ル。

附

錄

附錄の一

寛永四年幕府隱密記錄

寛永四年幕府隠密記録抜萃

松山の城

八月十一日より十五日迄逗留仕り、十六日に今ばかりへ参り申候。

一山上本丸には、左馬殿時よりも不斷は無_ニ御座_ニ、今も其分に御座候と申候、山上へは上り申事不_レ成、遠く見申に、北南へ百四五十間程も可_レ有_ニ御座_ニ様に見及候。東西は何共知れ不_レ申候、乍_レ去西東はせばく見え申候、繪圖のごとくに候。

一山下二ノ丸、西之方五十二間。

一石垣、高さ七間程。

一堀の幅、十七間程、地より水へは貳間計。

一同西はへい、南西の角に二重の矢倉あり。

(中畧)

一三ノ丸、西の方二百廿三間。

南の方百七十間。

東の方貳町四十三間、三方合九町十六間也。

土手の高さ五間程、堀之口十七間、三方共にへいなし。

(中畧)

一城山の廻り、十九町卅壹間あり、此内南三町卅七間家なし、東に壹町計家なし、總まはり侍屋敷なり。

(中略)

一町の家數千計りも可レ有御座と申候、舟着へは三津と申處へ一里。

おとな分

蒲生源三郎 壱万石

志賀與三右衛門 四千石
年七十計りのよし

總奉行

福西吉左衛門 四千石

關十兵衛 四千石
年七十計りのよし

出頭

池ノ内喜左衛門 三百石

是は關のごばんと
申由

池ノ内喜左衛門

三百石

池ノ内喜左衛門

三百石

知行高ノ衆

蒲生源兵衛

三千石

がもふ藏人

八百石

外池次五左衛門

三千五百石

との池信濃

一万五千石

志摩守(稻田)

一万三千石

岡左衛門佐

一万三千石

梅原彌左衛門

八千石

もと山河内

五千石

内堀伊豫

五千石

内記(蒲生)

三百石

家中馬乘下野殿衆

三千石

中務殿本より之馬乗

三千石

二十人

合四百二十人

一鐵砲之者百人衆ご申、持筒之者百人ならでは、會津より不_レ參候由申候。

一寛永三年の物成、いつもに合半分日にやけ申由、當夏麥中々出來申候由、當作虫付二ヶ一稻かれ申候由申

候、其分に見へ申候、松山より西へ路四里程の分、みちの弓手馬エントウマ手ことしく稻かれ申候、おそ稻は風にも合申ご見へ、稻のなびき申は無し之候、皆すぐにたち候て御座候田多く御座候、八月十日の時分けん見をこい申所へは御越之由申候。

百姓への御あてがい、今迄は事之外やはらかに被レ仰、人足なごへも御使不レ被レ成候由、上方より御下りの砌、百姓共迎之舟着へ参り、荷物もち候はんと申候處に、五郎兵衛殿被レ仰候には、左馬ノ助御取ちらし被レ成、百姓かじけ申百姓之儀に候間、一人もかやうの儀御つかい被レ成間敷シマツシ被レ仰、何者がふれをなし、百姓は是へ参り候かと御せんさく被レ成候由申候、勿論詰夫は御免、江戸夫は不レ及シ申候由申候。

一入草も前かどは入申候へ共、かじけたる百姓之儀にと被レ仰御取不レ被レ成、御かい候由申候、又有者申候は、入草をかねに而御取候はん事も可レ有リ申候、奉行衆馬の草一ヶ月に六十日程がを御かい被レ成候様子に被レ仰候由承候、能程はかねにて御取候はんかと申者も御座候、ぬかわらも御取被レ成まじくと被レ仰候由申候。

一町人への御あてがい、諸役無ニ御座シ候由申候、よそより御使者之御座候時、振舞之仕出しを町がはりに仕候由申候、商は無ニ御座シ候由申候、肴は左馬介殿御時程はうれ不レ申候由申候、取わけ酒屋めいわく仕候由申候、一圓酒は御かい無レ之、めんくにごり酒を御作り候に付、少もうれ不レ申候由申候、侍町サムラチにはしぐにはさけはやし出候所有シ之由申候。

一中務殿、六月に御下り被レ成候、今迄御鷹野へは御出不レ被レ成候由申候、川がりには兩度御出候由申候。一當所務（貢租徵收の事か）之儀、未だ免（税率）不レ極候、百姓申候は、今迄は事之外やはらかに御あたり被レ成候、とかく所務の時ならではしれすと申候。

一知行わり八月には未だ無ニ御座シ候様子、何と候はんと尋候へば、會津の六十万石の物成程、伊豫にて廿四万石之物成を三つならしに仕候へば御座候間、會津にて取申知行高にて三つならしに成、高を御へらしなく、知行わり可レ有リかなご申候、とかくは不レ極候、今度宇和島にて松山より十月二日三日之比出參候上方の小刀うり同舟にのり申候間、知行わり御座候かと尋候へば、此比知行割御座候、會津にて三千石取候衆伊豫にて千石出候も有、又は三千石の衆に七百石なご出候も有、又は三千石取候衆に二千石、或は其まゝにて御座候衆も有レ之由申候、何わりべりと申極め無ニ御座シ候由申候。

（中略）

一在郷の大工、左馬介殿御時は、年中に六十日役目仕候へば、百姓なみの役目不レ仕候由申候へば、年中に百日御使ひ候て、ふち（扶持）には其者の屋敷を、高何程候はん共、其を可レ被レ遣シと被レ仰候處に、大工共申候は其儀にて御座候はゞ、大工を何方にも不レ仕、百姓の役目を被レ仰付シ候様に申候へ共、未だ何共不レ極、めいわくがり申由申候。

一町大工は、年中何程公儀の仕事仕候ても、作料被レ下、役目と申事不レ仕候由申候へば、年中に六十日御つ

かい可レ有ト被レ仰、めいわくがり申由申候。

一こんや、松山には多く御座候、こんやにも役目御あて候はん様に被レ仰候ト申ト、めいわくがり申由申候。
一みつト申舟着ヘ、松山より一里御座候、家百計リも有、乗舟壹艘モ無ニ御座一候。

かざはいヘ 二里 加藤出羽守殿領分
よがらすヘ 一里

此間にあさなみ坂ミ申坂あり
あさなみヘ 一里

此間にうばころしど申坂あり
きくまヘ 二里

おゝいヘ 三里

今ばかりヘ 二里

讃岐海道より半里東、海ばた

合十一里

蒲生家臣錄

参考

四六

参考

一原本「蒲生家支配帳」とあり、通俗のため表題を「蒲生家臣録」とせり。

一治城内庫（松山藩の文庫）本に「蒲生家雀」と稱する家臣録あり、氏名、祿高、役名、邸宅の間數等を記し要を得たるものなるも、寛永四年幕府隠密の記と符合せざるもの多ければ取らず、されど全然排斥すべきものにはあらず。

一〇符は幕府隠密の記と符合するものなり。

△符は大体蒲生家雀と符合するものなり。

一「鐵砲三十人」とあるは、鐵砲手三十人を有すると云ふことならん、「弓二十人」亦同じ。

一「母衣」とあるは、母衣^{モロコ}着用を許されしものならん。

一「暇」とあるは、所謂暇^{イマツ}を出されたるものにて、其君家を放逐せられたるものを云ふ。

一「カンドウ」とは、所謂勘當^{カシダウ}にして、君父の旨に逆つて其怒にふれ、臣子の縁を絶たれるを云ふ。

一親某と記せるは、會津に於ける知行は某の受けしものなり。

蒲生家支配帳

松山ノ知行高	會津ノ知行高	氏	名	備考
七千石	一万石	蒲	生	源三郎
四千五百石	七千五百石	關		○おとな分
四千二百石	一万四千石	稻	田	○總奉行
四千石	五千五百五十石	西	吉左衛門	○△親數馬助
三千五百石	一万二千石	福	濃	○總奉行
二千七百石	八千二百石	左衛門佐	信	○△親土佐
同	五千石	河	濃	○おほえの者
同	一万五千石	本	京	△○親尊前
本	志賀	蒲	左	
山	清兵衛	生	衛	
	與三右衛門	源	兵	
		河	衛	
		内	内	
		京	京	

同	同	五	同	同	六	同	同	七	同	同	八
百								百			
百	五							百	五		
十								十			
石	石							石	石		

三	千	千						千	千	千	三
千	三	五						五百	三	四	二
二	百	百						百	百	百	千
十	石	石						五十	百	百	五百
								石	石	石	石

内	岡	岡	上	花	結	淺	倉	外	佃	町	大
堀											蒲
	坂	木		解	井		坂	池	野	島	成
										見	八
越	儀	勘	外	十	權	修	甚	將	民	勘	
伊	太	解		郎	右	甚	左	藏	甲	左	
豫	中			兵	衛		衛	門	人	衛	
	夫								斐		
	由			記	助		助	監	部		
								人			

○ ○ △ △ ○ 鐵砲五十人
 △△ △鐵砲三十人
 鐵砲△ ○ 親織部

八	九	同	同	同	千	同	千	同	千	同	二
百	百										千
百	百										七
石	石										百

千	千	同	同	二	千	五	千	三	二	六	三
七	二			千	五百	千	五百	千	千	千	八
百	百										千
石	石										百

小	蘆	町	鶴	奥	滿	三	渡	小	岡	外	結
倉	野	田	川	満	田	雲	渡	倉	岡	池	蒲
千	野	太	傳	三	雲	雲	小	市	外	稻	稻
五	丹	太郎	左	渡	田	馬	倉	左衛門	岡	生	梅
郎	波	右衛門	衛門	出	主	馬	市	長	外	生	原
								四			

○ 鐵砲三十人
 △ 鐵砲三十人
 ○△ 鐵砲三十人
 親左兵衛
 親左兵衛

○ △ ○ △

同	同	同	三	同	同	同	同	同	同	同	同	四
百												百
五												石
十												
石												
五	七	千	七				五	六	六	百		
百	百	百					百	百	百	五	十	
石	石	石					石	石	石	石	石	
奥	武	蒲	福	松	小	岡	高	安	不	山	荒	水
山	藤	生	西	下	蘆	橋	部	井	破	田	井	澤
余	三郎	五	安	長	小	五	清	少	縫	藤	五	右
兵	右衛門	兵	監	兵	兵	左衛門	左衛門	右衛門	殿	七	伯	衛門
衛	作	衛	物	郎	衛	助	助	著	助	郎	著	門
鐵砲二十人△		△	△		鐵砲△	△	△	△	△	△	△	弓△
△親内藏臺												

五一

同	同	同	四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五
百													百
十													石
石													
同	八	九	千				同	六	八	九	百	同	千
百	百	百	四				百	百	百	百	五十	同	三百
石	石	石	百				石	石	石	石	石	石	
外	志	池	木	鶴	野	菅	吉	杉	久	馬	外	佐	大
池	賀	田	本	飼	部	谷	倉	山	須	淵	池	々	田
長	傳	帶	壹	造	伊	六	善	善	丹	淡	善	孫	原
藏	兵	兵	刀	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	左	左	伊
人	衛	亟	岐	酒	織	術	衛	衛	衛	後	路	門	美
												豆	作
○		○	△			△		△	○	△	○	△	
鐵砲二十人									鐵砲三十人				
鐵砲三十人									弓二十人				

五一〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 三

百 石

五百五十五百石
五百五十石
五百百石
五百石

高外上志田星河岡西鈴大
倉池崎賀丸添村中川村森九兵衛
次助久左馬主忠兵左作才右衛門傳左衛門勘右衛門庄左衛門鶯之助
太郎右衛門久左衛門亮膳衛門母衣△
太郎右衛門久左衛門亮膳衛門母衣△

ノボリ奉行△ 鐵砲二十人△ 弓二十張△ 鐵砲二十人△ 鐵砲三十人△ 母衣△
ノボリ奉行△ 鐵砲二十人△ 鐵砲三十人△ 母衣△

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 三百五拾石

百 石

六百六百五十五石
五百五十石
五百石
五百石

河野町矢高吉小稻駒大若豐志
村口野瀬島住倉稻田内坂田林賀
所利武數仁喜新五左衛門
清右衛門金左衛門又右衛門太夫右衛門
四郎右衛門所左衛門右衛門助馬部
母衣△弓二十張△鐵砲三十△○出頭△

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二
百 五 十 石

同 三 三 同 同 四 同 同 同 同 五 六
百 百
五 七 九 百 百
十 十 石 石 石 石

岩 大 安 大 中 伴 岡 磯 内 柴 外 上 道 金 岩
井 塚 井 塚 村 堀 田 池 崎 家 山
安 甚 茂 武 長 次 喜 重 清 爲 新 作 孫 久 浦 右 衛
左 右 左 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
門 門 門 門 門 夫 門 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛

△ △ △ △ 母 衣 △ △ 母 衣 △

同 同 二 二 同 同 同 同 同 同 同 三
百 五 十 石 百 石

同 同 五 百 石

西 安 勝 真 津 坂 松 寺 菅 大 長 井 新 今 上
部 井 永 野 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
内 之 進 久 大 吉 権 甚 義 左 甚 小 八 権
之 術 門 左 衛 門 右 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛
母 衣 △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二 同 二 百
百
石

同 三 三 四 二 同 同 同 四 五 六
百 百 百 百
五百六十石 石 石 石

石 河 蒲 岡 吉 北 町 稲 外 浮 吉 岡 蛾 島
野 口 生 倉 村 田 葉 池 洲 田 田 田 五 兵 衛
七 左 三 二 郎 右 衛 門 漱 兵 衛 加 半 市 良 善 三 郎 左 衛 門 左 太 右 衛 門 左 太 夫 圖 書
左 衛 門 衛 衛 助 弾 良 善 三 郎 左 衛 門 衛 衛

△ △ △ △ △ △ △ △
△イ幡田

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二 同 二 百
百
石

五百八十石 二 同 三百
石 石

河 大 伴 岡 小 林 安 新 宮 木 池 牛 大 野 傳 左 衛 門
村 里 濱 泽 加 兵 衛 修 理 佐 町 佐 野 部 口 木 村 宮 木 池 牛 大 野 傳 左 衛 門
兵 左 衛 門 九 郎 右 衛 門 長 左 衛 門 次 郎 左 衛 門 口 木 村 宮 木 池 牛 大 野 傳 左 衛 門
道 喜 三 之 亟 兵 左 衛 門 覚 左 衛 門 新 之 亟 爲 右 衛 門 半 右 衛 門
△ △ △ △ △ △ △ △

弓二十張△ 鐵砲 △ 鐵砲二十人 △ 母衣

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二
百
石

三
百
五
十
石

岡 大 安 潮 西 榎 只 上 佐 和 明 町 高 佐 治 新
崎 塚 田 田 川 田 野 田 野 町 橋 加 左 衛 門 八
宗 六 忠 孫 理 九 郎 左 衛 門 文 七 兵 衛 門 由 左 衛 門
左 衛 門 左 衛 門 右 衛 門 右 衛 門 衛 門 衛 門

△ △ △ △ △ 母
右筆

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二
百
石

三
百
五
十
石

吉 小 平 有 高 古 圖 伴 三 音 儀 種 野 部 次 部 右 衛 門
村 安 部 町 泽 田 田 有 橋 川 司 木 俄 羽 村
兵 井 升 源 右 衛 門 戶 利 八 兵 衛 門 部 求 備 嘉
左 衛 門 右 衛 門 左 衛 門 左 衛 門 衛 門 中 女 助
門 六 彦 源 右 衛 門 京 太 夫

△ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

百

石

山 三 浅 松 高 中 圖 稲 福 竹 上 伴 南 佐 鈴
形 潼 本 蘆 草 島 司 島 越 島 田 部 瀬 木
兵 權 加 半 忠 半 宇 半 少 左 宇 左 衛 門 内 衛 門
左 衛 門 左 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

百

石

百 三
百 三十
石 石

小 鈴 江 江 大 外 野 矢 坂 大 内 南 荻 水
川 木 守 守 黑 池 口 坂 田 塚 田 田 部 澤
千 千 二 郎 友 太 左 庄 七 七 郎 左 衛 門
助 助 右 衛 門 左 衛 門 左 衛 門 新 右 衛 門
助 助 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門

△ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 百 同 同 同 同 二
五十 石

同 同 同 同 二 同 二 三 四
百 五 百 百
十 石 石 石

大羽 北村 儀村 吉奥 高鈴 添加 神石 若
黒田 村島 俄村 木野 木田 納戸 田宮
三左衛門 右近右衛門 忠又 加助 新五左衛門 吉兵 造兵 兵將 長三郎 監酒 衛記 内衛

△ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二
百 石

栗葛 外印 花大竹 岡山高鶴堀 高音脇部
山卷 池藤 方里 村田倉江 田羽七郎左衛門
六左衛門 新甚五兵衛門 八十郎 圖九郎 長少左喜
内衛門 術門 門書郎 門内郎 門内郎 平郎

△ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百
五 十 石

門 大 岡 結 吉 勝 中 角 岡 久 町 石
屋 森 解 宮 本 島 田 村 野 原 千 兵 術
三 右 衛 門 助 六 郎 右 衛 門 半 三 郎 兵 右 衛 門 與 左 衛 門 三 太 夫 術
右 衛 門 承 兵 衛 七 右 衛 門 十 右 衛 門 助 兵 衛 六 郎 右 衛 門 宗 右 衛 門 兵 右 衛 門

△ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 百
五 十 石

百 百 同 同 同 同 同 同 同 同 二
八 九 十 石 石

金 吉 外 内 石 岩 岡 志 田 大 安 角 沼 岡 岡
山 倉 池 和 田 橋 濑 村 羽 中 治 部 大 塚 安 部 井 宗 左 衛 門 三 左 衛 門 宗 右 衛 門 又 左 衛 門
勘 左 衛 門 作 兵 衛 半 右 衛 門 五 郎 左 衛 門 権 太 夫 長 九 郎 藤 與 右 衛 門 衛 門 衛 門 藏

△ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百

五
十
石

岡 三 大 滉 野 澤 伴 若 種 葛 富 高 石 水 佐
崎 崎 部 村 林 尾 岡 本 倉 上 藤
傳 七 意 久 源 五 郎 忠 才 孫 太 新 次 市 又 爲 左 衛 門
兵 兵 兵 之 左 衛 門 兵 兵 兵 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 百

五
十
石

竹 桑 島 脇 栗 岩 葛 平 安 戸 圖 村 野 岡 荒
岡 原 山 間 卷 井 部 崎 司 矢 井
傳 兵 兵 長 右 衛 門 長 右 衛 門 長 右 衛 門 平 右 衛 門 甚 左 衛 門 甚 源 四
兵 衛 門 左 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門 兵 衛 門

△ △ △ △ 鐵 砲 △ △ △

同 同 同 同 同 百 同 百 同 同 百
貳 十 石 三十石 八十石

二

百

石

竹 奥 池 頓 池 和 結 河 黑 上 小 猫 町 小 津 九郎右衛門
村 村 内 宮 田 解 井 田 野 田 本 平 左 衛 門
内 五郎左衛門 半 勘 加 藤 為 右 衛 門
小 権 之 勘 左 衛 門 五郎右衛門 市 助 藤 左 衛 門
彦 八 郎 緣 之 丞 助 賀 助 門 門 門 門

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百
五十石

中 田 奥 柏 村 芳 鳴 石 松 北 野 堤 江 潭
西 村 田 原 塚 村 村 口 村 村 村 村 村
市 九 植 田 郎 賀 部 賀 金 右 衛 門 右 金 右 衛 門
右 九 兵 兵 兵 作 造 作 金 右 衛 門 金 右 衛 門
兵 郎 左 衛 門 左 衛 門 三 兵 衛 門 三 兵 衛 門
衛 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百

石

西 森 池 岡 中 青 矢 池 森 麻 滿 池 三 麻 竹
村 泽 田 尾 木 川 内 井 生 田 田 生 村
利 所 十 八 藤 作 五 興 庄 甚 叶 久 兵 衛
兵 郎 右 兵 右 左 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛 門 衛

△ △ △ △ △ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百

石

田 北 荒 北 岡 岡 西 中 竹 福 春 岡 早 佐 田
川 木 村 崎 川 村 本 滿 日 濑 々 中
中 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木
仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁 仁
藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏 藏
五郎左衛門
助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助
左二左衛門 左二左衛門

△ △ △ △ △ △

同 七 同 同 同 同 同 同 同 同 百

十

石

麻 池 布 池 滿 服 富 葛 南 小 真 高 山 川 福
生 内 流 内 田 部 本 岡 部 川 野 田 越 権 平 左 衛
久 德 谷 覚 傳 安 兵 忠 権 夫 才 右 兵 與 兵 衛
右 市 兵 左 衛 左 衛 之 兵 衛 平 衛 衛 門
衛 門 助 衛 門 助 衛 衛 丞 衛 衛 門

△ △ △ △ △ △

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 百

六

十

石

岩 北 服 角 河 江 野 結 池 角 圖 野 川 野 大
野 川 部 濱 泽 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
半 川 部 半 川 川 半 川 久 太 垣 李 源 司 傳 井 島 口 善 傳 右
左 左 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
衛 門 衛 門 衛 門 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
助 衛 門 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛

△ △ △ △ △ △

△
歩行頭

伊豫ニ而高	都合 拾五万千六拾石	同百二五百石										
		五十石										
		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
		六千石										
		百石										
		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
		澤田八兵衛										
		小西六郎左衛門										
		岡田増右衛門	岡田增右衛門									
		竹村覺右衛門										
		坪田源助										
		内堀九左衛門										
		内堀半左衛門										
		内堀權左衛門										
		内堀隼人										
		内堀刑部										
		内堀才兵衛										
		内堀衛門										

△ 哎 カンドウ

伊豫ニ而高
都合 拾五万千六拾石

物成四ツニシテ

六万百八拾四石

高貳拾四万石ヲ六ツ成ニシテ

拾四万四千石ノ内御支配之外殘分

八万三千八百拾六石有

鐵砲三拾人

蒲生隼人

關中江主

次郎左衛門

飯井坂藤五郎

次郎左衛門

岡中江半左衛門

平次郎

次郎

二二三四五
百百百百百
石石石石石

兼武秋山木曾
田半神右
兵内因
衛記幡京
五郎左衛門

古參衆百三騎

七六

七千石取	四千二百石	三千五百石	二千七百石	二千六百石	三千八百石	二千三百石	一千五百石	四千五百石取
貳百五十石	五百石	五百石	五百石	五百石	七百石	六百石	九百石	一千五百石
三十五人	三十六人	三十六人	三十六人	三十六人	壹人	四人	五人	四千五百石
十六人	十六人	十六人	十六人	十六人	壹人	四人	五人	一千五百石
三十五人	三十六人	三十六人	三十六人	三十六人	壹人	四人	五人	四千五百石
六百石	七百石	八百石	九百石	一千五百石	二千五百石	三千五百石	四千五百石	四千五百石取
一百石								
三十人	三十一人	三十二人	三十三人	三十四人	三十五人	三十六人	三十七人	三十八人
三十人	三十一人	三十二人	三十三人	三十四人	三十五人	三十六人	三十七人	三十八人

七百石	八拾石	九拾石	一百石	一百石	一百石	一百石	一百石	一百石
六拾石	七拾石	八拾石	九拾石	一百石	一百石	一百石	一百石	一百石
五拾石	六拾石	七拾石	八拾石	九拾石	一百石	一百石	一百石	一百石
四百石	五百石	六百石	七百石	八百石	九百石	一千五百石	二千五百石	三千五百石
計	計	計	計	計	計	計	計	計
七百貳拾壹騎								
八十七人								
六十七人								
三十八人								
壹人								

右温泉郡北條町仙波隆太郎氏所藏「蒲生家支配帳」に依り掲記す。

七七

昭和八年十月十日印刷
昭和八年十月十五日發行

非賣品

複不許

著作者 愛媛縣松山市北京町一丁目
發行者 西園寺源透
愛媛縣松山市末廣町一丁目
印 刷 者 與聖
愛媛縣松山市魚町二丁目廿一番地
印 刷 所 福田里七郎
愛媛縣松山市魚町二丁目廿八番地
印 刷 所 福田合資會社

終